

<別紙1>

独立行政法人地域医療機能推進機構
佐賀中部病院附属介護老人保健施設のご案内
重要事項説明書
(令和8年8月1日現在)

1・施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成8年4月1日
所在地	佐賀市兵庫南三丁目8-1
電話番号	0952-22-3121
FAX番号	0952-28-5321
管理者	施設長 園畑 素樹
介護保険指定番号	4150180067

(2) 通所リハビリテーションの目的

通所リハビリテーションは、要支援及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるように介護（予防）通所リハビリテーションを提供することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

[佐賀中部病院附属介護老人保健施設の運営方針]

- ① 明るい家庭的な雰囲気の中、利用者等の心身の特性に応じた看護、介護ケア及び利用者の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事が出来る様努めます。
- ② 地域と家庭との連携を重視した運営に心掛け、家族の身体的、精神的負担の軽減を図れるよう努めます。
- ③ 各居宅介護支援事業所と連携を密にし、利用者の方へ充実した福祉と介護の提供に努めます。

(3) 施設の職員体制

当施設は、以下の職員体制基準を満たしております。

職種・職名	常勤換算人数	業 務 内 容
看護師・准看護師 介護職員 理学・作業療法士	4.0人以上	入所・通所者の看護全般、援助に関すること。 入所・通所者の介護全般、援助に関すること。 運動、作業療法の計画、実施、評価に関すること。
うち理学・作業療法士	1.0人以上	運動、作業療法の計画、実施、評価に関すること。

(4) 通所リハビリテーション利用定員（介護予防通所リハビリテーションの利用も含みます）

・定員 40名

2・実施地域

- ・佐賀市（川副町・久保田町・諸富町・大和町・富士町・三瀬村を除く）
- ・神崎市（脊振村は除く）

なお、対象地域であっても、交通事情等を鑑みて、送迎の対応ができない場合がありますので、予めご了承下さい。

3・営業日

- ・月曜日から金曜日（年末年始・お盆、臨時休業があります。）

4・サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画等の立案
- ② 食事（12時15分）
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ リハビリテーションマネジメントに基づく機能訓練や日常生活動作訓練の評価
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養改善加算・栄養アセスメント加算・口腔機能向上加算

5・当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 JCHO 佐賀中部病院
 - ・住所 佐賀市兵庫南三丁目8-1

6・施設利用に当たっての留意事項

- ① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付以外の利用料として位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ② 利用者は職員の指示に従ってください。
- ③ 利用日の医療機関受診（投薬等）は原則できませんのでご了承ください。
- ④ 施設又は備品の毀損及び備品を施設外に持ち出さないでください。
- ⑤ 無断で備品の位置及び形状を変形しないでください。

7・非常災害対策

- ・防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・火災訓練 年2回
- ・訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます

8・禁止事項

- ① 利用者の『営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等』は禁止しております。
- ② 利用者同士の金銭及び物品のやり取りは禁止しております。
- ③ 職員への金品等のお心遣いは一切禁止しております。

④ 当施設での飲酒・喫煙は禁止しております。

⑤ ペットの持ち込みは禁止しております。

9・緊急時の連絡先

・緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

10・虐待防止に関する事項

当施設では利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じております。

① 虐待を防止するための委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に十分に周知します。

② 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施します。

③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。

④ その他虐待防止のために必要な措置をします。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

⑤ 虐待防止に関して指針を設けております。

11・サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者等に対し必要な措置を講じます。

① 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

② 事故が発生した場合は、市町村(佐賀中部広域連合)、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。

12・要望又は苦情等の申出

利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、申し出ることができ、又は、所定の場所に設置する「提案箱」に投函して申し出ることができます。具体的な措置の内容は、『利用者からの苦情を処理するために講じる措置』を参照ください。

13・提供するサービスの第三者評価の実施状況

当施設ではサービスの第三者評価については現時点では実施しておりません。

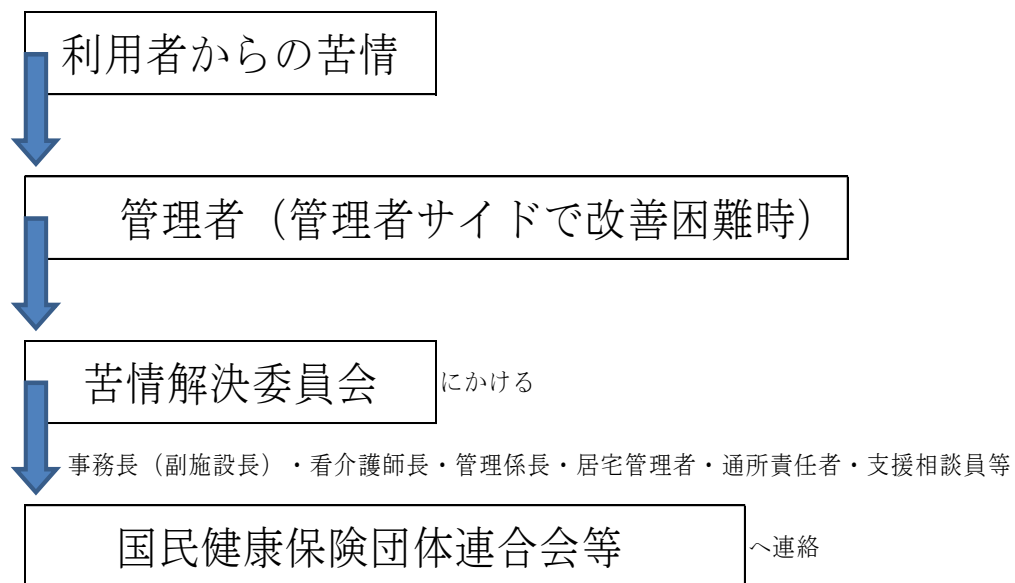
利用者からの苦情を処理するために講じる措置

通所リハビリテーション

1. 利用者からの相談又は苦情に対応する窓口の設置

窓口名称	住所	電話連絡	担当者
佐賀中部病院附属介護老人保健施設	佐賀市兵庫南三丁目8-1	0952-22-3121	責任者
佐賀中部広域連合	佐賀市白山二丁目1-12商工ビル5階	0952-40-1131	給付課指導係
佐賀県国民健康保険連合会	佐賀市呉服元町7-28佐賀県国保会館	0952-26-1477	介護苦情処理係

2. 円滑かつ迅速に事故対応を行うための手順



- ① 利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応します。
- ② 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力、指導、助言に従って必要な改善を行います。
- ③ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合、それに従って必要な改善を行います。

3. 苦情があったサービス事業に対する対応方針

自らのサービス計画に位置付けたサービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関し、利用者に対し必要な助言を行います。

<別紙2>

個人情報の利用目的

◎ 独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院附属介護老人保健施設では、利用者様への適切なサービスを提供する為、利用者様並びにご家族様の個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。

【施設内での利用】

- 1、当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- 2、介護保険事務
- 3、介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ①通所リハビリテーション等の管理
 - ②会計・経理
 - ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護サービスの向上

【施設外への情報提供としての利用】

- 1、当施設等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②その他の業務委託
 - ③家族等への心身の状況説明
- 2、介護保険事務のうち、
 - ①保険事務の委託
 - ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ④厚労省（LIFE）への情報送信
- 3、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
 - ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ② 介護保険施設等において行なわれる学生の実習への協力
 - ③ 介護サービスの質の向上を目的とした施設内症例研究等
 - ④ 介護保険施設等において行われる季節行事等の広報

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち、
外部監査機関への情報提供

お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせて頂きます。

これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

上記、個人情報に係るご質問等につきましては、相談窓口までお申し出下さい。

佐賀中部病院付属介護老人保健施設 施設長

◎当施設における個人情報等（記録等）は厚生省令第37号8章「通所リハビリテーション事業の人員、設備及び運営に関する基準」により下記のとおり保管しておりますことをご了承ください。また、その期間は第118条の2項により2年間となっております。

- ・通所リハビリテーション計画書
- ・指定通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ・市町村への通知に係る記録
- ・苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録